

インフルエンザ用 登園許可届

社会福祉法人 打越保育園

この書類は医師にインフルエンザと診断された時に < 保護者 > が記入し
切り取らず、この用紙のまま登園の際に保育士に渡してください。

学校保健安全法施行規則第19条第2号（平成24年4月1日改正）

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後（乳幼児は3日）を経過するまで。

インフルエンザの登園基準

	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目	発症後 10日目	発症後 11日目
発熱期間 1日の場合		 解熱	→				登園 可能					
発熱期間 2日の場合		→	 解熱	→			登園 可能					
発熱期間 3日の場合		→		 解熱	→		登園 可能					
発熱期間 4日の場合		→			 解熱	→		登園 可能				
発熱期間 5日の場合		→				 解熱	→		登園 可能			
発熱期間 6日の場合		→					 解熱	→		登園 可能		
発熱期間 7日の場合		→						 解熱	→			登園 可能

※ 発症した日 は、0日とします。

さらに解熱した日 を0日として、次の日から1日目と数えます。発熱した日数によって登園日は変化します。たとえ発熱が1日であったとしても、発症した日を除いた5日は欠席となります。

1日の中で、発熱と平熱の両方があった場合は、発熱日となります。

組	氏名
病名 インフルエンザ 型	発症日
	解熱日

登園許可が出ましたので、 月 日 () より登園します。

令和 年 月 日

通院された医療機関名

保護者氏名

Ⓔ